

第393回南国市議会定例会会議録

第7日 平成28年12月15日 木曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 西山明彦君
財政課長 渡部靖君	企画課長 松木和哉君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 山田恭輔君	市民課長 島本佳枝君
長寿支援課長 原康司君	保健福祉センター 所長 岩原富美君
環境課長 島崎哲君	農林水産課長 村田功君
商工観光課長 長野洋高君	建設課長 松下和仁君
地籍調査課長 古田修章君	都市整備課長 若枝実君
上下水道局長 西川博由君	会計管理者兼 参事兼会計課長 橋田裕子君

福祉事務所長	中村俊一君	教育長	大野吉彦君
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君	生涯学習課長	谷合成章君
監査委員 事務局長	細川千秋君	農業委員会 事務局局長	土橋愛君
消防長	小松和英君		

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

—————

議事日程

平成28年12月15日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成28年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 平成28年度南国市水道事業会計補正予算
- 第8 議案第8号 南国市下水道事業の設置等に関する条例
- 第9 議案第9号 南国市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
- 第10 議案第10号 南国市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 市道の認定について

第17 承認要求書

第18 議員派遣の件

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第18まで

議発第1号から第8号まで

＊

午前10時1分 開議

○議長（西岡照夫君） これより本日の会議を開きます。

＊

発言の取り消し

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。12月9日の福田議員の一般質問の2問目及び3問目に対する市長及び教育長の答弁について、個人情報を保護するため、その一部を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、市長及び教育長の発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

＊

議案第1号から議案第16号まで

○議長（西岡照夫君） この際、議案第1号から議案第16号まで、以上16件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長中山研心君。

＊

平成28年12月13日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長

中山研心

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第11号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第12号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第13号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

＊

〔10番 中山研心君登壇〕

○10番（中山研心君）おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号及び議案第11号から議案第15号までの6件であります。

去る13日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、6億8,742万4,000円の増額であります。その所要一般財源は2億3,739万5,000円の増額で、財政調整基金繰入金8,000万円、退職手当基金繰入金4,066万3,000円、個人市民税7,059万7,000円、固定資産税3,736万1,000円及び繰越金等877万4,000円を増額計上しているものであります。

歳出の主なものは、人件費関係では、退職手当4,066万3,000円、人事異動等に伴う人件費4,547万1,000円を増額計上し、消防費関係では、住宅耐震対策促進事業費8,909万1,000円を増額計上しており、また、繰越明許費につきましては、臨時福祉給付金事業費1億6,229万円、空き家活用促進事業費3,507万4,000円並びに小学校管理費3億48万3,000円及び中学校管理費2,904万4,000円を計上しております。

債務負担行為につきましては、(仮称)日章工業団地用地取得事業に係る限度額を2億4,000万円に変更しております。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県職員の給与改定勧告及び平成29年1月から職員の給与を国家公務員に準じたものとするに伴い、市議会議員の期末手当の額を見直すため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例及び南国市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県職員の給与改定勧告及び平成29年1月から職員の給与を国家公務員に準じたものとするに伴い、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を見直すため本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、議案第11号及び第12号については、人事院勧告を必ずしも特別職に適用しなくてもいいのではないかという一部反対意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第13号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県職員の給与改定勧告に伴い、南国市一般職員について、勤勉手当を改定すること及び

平成29年1月からの給与を国家公務員に準じたものとする事から本条例の一部を改正するものであります。給与水準については一部合理化を含むものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年1月から南国市職員の給与を国家公務員に準じたものにする事及び雇用保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第15号南国市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、雇用保険法の改正により失業者に係る給付が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 産業建設常任委員長有沢芳郎君。

—————*—————

平成28年12月13日

南国市議会議長 西岡照夫君様

産業建設常任委員長

有沢芳郎

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

議案番号	件名	審査結果	理由
第 2 号	平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 3 号	平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 7 号	平成28年度南国市水道事業会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 8 号	南国市下水道事業の設置等に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 9 号	南国市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第10号	南国市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔9番 有沢芳郎君登壇〕

○9番（有沢芳郎君） おはようございます。

産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、2号、3号、7号、8号、9号、10号、16号、以上8件であります。去る13日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主なものとしまして、農林水産業費関係では県営事業負担金1,050万円及び農業基盤整備促進事業費600万円を増額計上し、土木費関係では国庫補助金の確定等により社会資本整備総合交付金事業費2億200万円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号平成28年度南国市下水道事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は、1,305万4,000円の減額計上であります。歳出においては、主なものとして下水道一般管理費182万円、浦戸湾東部流域下水道建設負担金1,932万6,000円を増額計上し、下水道職員人件費1,007万円を減額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号平成28年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算については、歳入歳出補正予算の規模は109万円の増額計上であります。歳出においては、人事異動に伴う農業集落排水職員人件費58万円、処理場維持管理費51万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号平成28年度南国市水道事業会計補正予算については、収益的収入及び支出において、上水道事業費用1,316万7,000円を増額するもので、主なものについては人事異動に伴う人件費の減額、補助ポンプの可動による動力費等の増額であります。

また、資本的収入及び支出においては、上水道資本的支出を326万6,000円増額するもので、主なものについては人事異動に伴う人件費、工事部品の補充による備用品費の増額であります。審査の結果やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号南国市下水道事業の設置等に関する条例及び議案第9号南国市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、南国市下水道事業が平成29年4月1日から企業会計の導入を予定しており、これに伴い必要となる条例の制定及び廃止を行うものです。審査の結果、8号議案及び9号議案とも適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号南国市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公営企業法施行令の改正により、使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れる規定が削除され、取り扱いが地方公共団体において決定することとなっていることから、当該取り扱いに係る規定を整備するため本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第16号市道の認定については、北川線が都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 教育民生常任委員長福田佐和子さん。

—————*—————

平成28年12月13日

南国市議会議長 西岡照夫様

教育民生常任委員長

福田 佐和子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	平成28年度南国市一般会計補正予算 第 1 条歳入歳出予算の補正 歳出第 3 款民生費 第 4 款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 4 号	平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 5 号	平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

＊

〔19番 福田佐和子君登壇〕

○19番（福田佐和子君） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第4号から議案第6号の以上4件であります。去る12月13日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成28年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。民生費関係の主なものは、臨時福祉給付金事業費1億6,229万円並びに利用者の増による障害者自立支援給付事業費9,555万3,000円、障害児通所支援事業費4,838万3,000円を増額計上するもので、教育費関係の主なも

のは、小学校5校の空調設置工事及び防災機能強化工事に係る小学校管理費3億282万3,000円、防災機能強化工事に係る中学校管理費3,402万8,000円を増額計上したものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号平成28年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は9,242万6,000円を増額計上であります。歳出では、一般被保険者療養給付費等の増に伴う保険給付費1億1,261万1,000円を増額計上し、介護納付金1,660万6,000円を減額計上したものです。歳入では、療養給付費交付金3,086万1,000円、国保会計の基金繰入金7,126万1,000円を増額計上し、財政調整交付金の減等により国庫支出金1,060万5,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号平成28年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模1,228万7,000円の減額計上であります。歳出では、介護認定審査会費の増に伴う総務費166万円、地域支援事業費151万1,000円、介護給付費準備基金積立金254万2,000円を増額計上し、介護サービス等諸費等の減に伴う保険給付費1,900万円を減額計上したものです。歳入では、保険給付費の減等に伴う国庫支出金399万7,000円、支払基金交付金489万6,000円、県支出金286万7,000円を減額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号平成28年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模3,939万7,000円を増額計上であります。歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金4,069万8,000円を増額計上し、職員人件費等の減による総務費130万1,000円を減額計上するものです。歳入では、後期高齢者医療保険料1,264万8,000円及び繰越金2,805万円を増額計上し、一般会計繰越金130万1,000円を減額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西岡照夫君） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（西岡照夫君） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

＊

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議案第1号から議案第3号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号から議案第10号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第10号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号から議案第16号まで、以上4件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第16号まで、以上4件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————*—————

承認要求書

○議長（西岡照夫君） 日程第17、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

—————*—————

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

平成28年12月15日

南国市議会議長 西岡照夫君様

総務常任委員長 中山研心

産業建設常任委員長 有沢芳郎

教育民生常任委員長 福田佐和子

＊

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議員派遣の件

○議長（西岡照夫君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおりの派遣することに決しました。

＊

○議長（西岡照夫君） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

議発第1号から議発第8号まで

○議長（西岡照夫君） ただいま議発第1号から議発第8号まで、以上8件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第1号

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	村田敦子
賛成者	〃	岡崎純男
〃	〃	岩松永治
〃	〃	山中良成
〃	〃	高木正平
〃	〃	植田豊
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	野村新作
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	前田学浩
〃	〃	浜田和子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	小笠原治幸
〃	〃	中山研心
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西川潔
〃	〃	土居篤男
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	浜田勉

南国市議会議長 西岡照夫様

.....
議発第1号

保育予算を大幅増額し、安心できる保育の実現を求める意見書

子ども・子育て支援新制度は、すべての子ども・子育て家庭を対象に、安心できる保育の質・量の拡充を目的としている。そのためには、保育施設等の整備及び運営の基準を改善するこ

と、保育士の処遇改善と配置基準の改善による増員、保護者負担の軽減などを進める必要がある。

国会ならびに政府におかれましては、子どもの安全の確保と保育の質・量の拡充のため、保育予算の大幅増額と安定した財源の確保を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 様
文 部 科 学 大 臣	松 野 博 一 様
内閣府特命担当(少子化対策)大臣	加 藤 勝 信 様

—*—

議発第2号

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	高 木 正 平

賛成者	南国市議会議員	山 中 良 成
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	小笠原 治 幸
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	村 田 敦 子
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	土 居 篤 男

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第2号

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度の見直しのために、本年7月から「軽度者への支援のあり方」、「福祉用具・住宅改修」などについて本格的な議論を始めています。

「介護保険の持続可能性の観点」「要介護3以上の人のサービス重点化」が強調され、社会保障費抑制のために、さらなる利用者負担の増加、軽度者切りが予想されます。

昨年度から、要支援1・2（約175万人）への生活援助サービス（掃除や調理など）は、介護保険給付から市町村事業へ移行が始まり、同サービスの質や量の確保について懸念が広がっています。ところが、今回の議論では、要介護1（約122万人）、要介護2（約108万人）の同サービスについても市町村事業に移行する案が出されています。

また、軽度者向けの福祉用具貸与（歩行器の貸し付けなど）・住宅改修（手すりの取り付けなど）の利用を原則自己負担化すること、要支援1・2の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点です。さらに、現在、介護サービスの利用料負担は原則1割（昨年8月から一

定以上の収入のある世帯については2割) ですが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されます。

生活援助サービスは在宅高齢者の日々の暮らしを支え、また、福祉用具・住宅改修は、転倒や骨折を予防し、ともに高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線です。もしも、軽度者向けサービスの自己負担化や、利用料の引き上げが行われれば、軽度者、低所得世帯などの切り捨てにつながりかねません。

高齢者の尊厳を守り自立を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求めます。

記

1. 要介護1・2の生活援助サービスは、現行通り介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。あわせて、現在地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全、安心に暮らせるよう改善を図ること。
2. 福祉用具・住宅改修と、要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増す原則自己負担化を行わないこと。
3. 介護保険の自己負担割合(原則1割)の引き上げや、負担額に上限を設けている「高額介護サービス費」の限度額の引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 様
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 様
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	高 市 早 苗 様
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 様
社会 保障・税 一 体 改 革 担 当 大 臣	石 原 伸 晃 様

議発第3号

農協は金融、助け合い機能を持つ、地方における農協の役割を活かすよう求める
意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	浜田 勉
賛成者	〃	岩松 永治
〃	〃	山中 良成
〃	〃	岡崎 純男
〃	〃	土居 恒夫
〃	〃	浜田 憲雄
〃	〃	有沢 芳郎
〃	〃	野村 新作
〃	〃	前田 学浩
〃	〃	高木 正平
〃	〃	小笠原 治幸
〃	〃	浜田 和子
〃	〃	神崎 隆代
〃	〃	植田 豊
〃	〃	中山 研心
〃	〃	今西 忠良
〃	〃	西川 潔
〃	〃	土居 篤男
〃	〃	福田 佐和子
〃	〃	村田 敦子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第3号

農協は金融、助け合い機能を持つ、地方における農協の役割を活かすよう求める
意見書

安倍政権の農林水産業、地域の活力創造プランは、農協改革によって農業者の所得が増大するかのよう主張しているが、農業改革を農協改革にすりかえたにすぎない。

農協も自主改革は大切であり、あぐらは許されないが、農業生産額、農業所得を激減させてきた歴代政権の失政は知らんぷりで、協同組合敵視の論は本末転倒と言わなければならない。

安倍政治は、世界で一番企業がやりやすい国づくりを掲げ、その障害と見なしたら岩盤規制と決めつけ、自らがドリルとなって打ち破るを政策基調としている。その標的の第一にしたのが農協ではないか。

企業の農業参入を進めるため、農業・農村に強い基盤を持つ農協事業を弱体化させることが目的とは、あまりにも貧相な農業政策と言わなければならない。

さらに、販売購買事業についても、政府の意向に沿ったチェック機能の露骨さは若干変わったが、その本旨は何ら変わっていない。

政府は、農協敵視政策をあらため、農村活性化の要である農協の役割を活かすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
農 林 水 産 大 臣	山 本 有 二 様
経 済 産 業 大 臣	世 耕 弘 成 様

-----*

議発第4号

外地に眠る112万人の日本兵遺骨の早期収容を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	浜	田	勉
賛成者	〃	山	中	良成
〃	〃	岡	崎	純男
〃	〃	土	居	恒夫
〃	〃	浜	田	憲雄
〃	〃	有	沢	芳郎
〃	〃	岩	松	永治
〃	〃	前	田	学浩
〃	〃	高	木	正平
〃	〃	浜	田	和子
〃	〃	神	崎	隆代
〃	〃	小	笠原	治幸
〃	〃	植	田	豊
〃	〃	中	山	研心
〃	〃	今	西	忠良
〃	〃	西	川	潔
〃	〃	土	居	篤男
〃	〃	福	田	佐和子
〃	〃	村	田	敦子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第4号

外地に眠る112万人の日本兵遺骨の早期収容を求める意見書

第2次世界大戦から75年、戦後と言われて71年。外地に眠る、1銭5厘の赤紙で召集され戦地に送られた戦士達。餓死して放置とは、あまりにも国家の無責任さ、うらみませう。

私が倒れたとき、戦友が日本に向かって枕を敷いてくれた北枕。その戦友も私の枕を敷いた後、倒れたかもしれない。その友人達112万の魂は、外地でさまよい日本からの救出（収

容) を待っています。

政府以外に責任者はいません。ともかく早急な遺骨収容に全力をつくすよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 様
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 様
防 衛 大 臣	稲 田 朋 美 様

＊

議発第5号

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	岩 松 永 治
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	高 木 正 平
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	小 笠 原 治 幸
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代

賛成者	南国市議会議員	中山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議員 西岡 照夫 様

.....
議発第5号

参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書

第24回参議院議員通常選挙は、高知県と徳島県、島根県と鳥取県は憲政史上初の合区での選挙となったが、各県から「地域代表」を選出できない合区の問題点が浮き彫りになった。

高知県の投票率は過去最低の45.52%で全国最低となり、うち6.14%の17,569票が「合区反対」などと書かれた無効票であった。

また、18歳選挙権が導入されて初めての国政選挙であったが、高知県では18歳が35.29%、19歳が26.58%の投票率でいずれも全国最低であった。合区となり、県内在住の候補がいなかったことも一因と考えられる。

参院の一票の格差是正とはいえ、合区制度は県の歴史、文化、県民性などを無視したものである。

人口を基準に議員定数を決定するのであれば、今後人口減少が続く地方を中心に合区が広がることは明らかで、地方選出国會議員は減少し、地域の民意は国政に届かず切り捨てられ、都市部への一極集中は進むばかりである。

参院の選挙制度は歴史、文化、自治体のあり方などを踏まえた上で制度設計されるべきである。

都道府県が歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実態を有している中で、国におかれては、二院制における参院のあり方、役割を踏まえ、参院の選挙制度については、都道府県から少なくとも1名が選出されることを前提として検討を行い、合区の解消を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 様

＊

議発第6号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	山 中 良 成
賛成者	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	野 村 新 作
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	浜 田 和 子
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	小 笠 原 治 幸
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良

南国市議会議長 西岡 照夫 様

議発第6号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては都市部を中心に専門化が進んでいる状況にある。

一方で、統一地方選挙の結果をみると、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低さや地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 様

＊

議発第7号

年金改悪の中止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐 和 子
賛成者	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	浜 田 勉
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 西岡 照夫 様

.....
議発第7号

年金改悪の中止を求める意見書

「年金カット法案」と、きびしい批判を浴びている国民年金法等改革法案を国会で成立させる動きが強められている。物価が上がっても年金が引き下げられる新たな仕組みを盛り込んだ年金改革法案は、年金を暮らしの柱にしている高齢者に大打撃となる。政府の説明はきわめて不十分であり、国民の不安や疑問に答えていない。国民の願いに応え、年金改革法案を成立させないよう強く求める。

現在のルールは、物価が上がれば年金額は最低でも据え置かれ、減額にはならないが、新しいルールは①物価が上がっても賃金が下がれば引き下げ②物価よりも賃金が下がれば、賃金に合わせて引き下げられるというもの。

大企業は空前のもうけをあげ、内部留保をためこむ一方、労働者の実質賃金は低迷している。2019年には消費税率10%への引き上げも計画されており、物価が上がり賃金が下がる経済状況が引き起こされる。この状況での年金削減は現実の危険として大いにありうる。

ただでさえ少ない年金が目減りし続ける。出費を抑えるために必死にやりくりしている多くの高齢者から「これ以上どう切りつめるのか」と切実な声が上がっている。年金削減により高齢者が苦境に立たされることは、現役世代の暮らしも不安定にさせる。

全ての世代に深刻な影響を与える年金改悪をただちに中止し、暮らしをあたためる経済・社会保障へ切りかえることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様
厚 生 労 働 大 臣 塩 崎 恭 久 様

-----*-----

議発第8号

マイナンバー制度の運用の中止と制度の廃止を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成28年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	福田佐和子
〃	〃	村田敦子
〃	〃	浜田勉

南国市議会議長 西岡照夫様

.....
議発第8号

マイナンバー制度の運用の中止と制度の廃止を求める意見書

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民票のある人全員に原則一生変わらない番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報を国が管理するものであるが、個人情報の大量流出の危険が各方面から指摘されている。年金個人情報の大量漏えいがあり、その危険が現実のものになった。

政府はマイナンバー制度の利点を強調しているが、情報漏えいを防ぐための労力に見合うような利点とは言えず、個人情報流出による「なりすまし」などの被害のほうがはるかに深刻である。しかも、現行法の適用対象は「税・社会保障・災害対策」に限られているが、マイナンバーを銀行の預金口座や健康診断の情報管理などにも適用を拡大するものになっており、これらの情報が流出したときの被害はさらに甚大になる。

一つのマイナンバーによってその人の大量の個人情報を管理することは、情報漏えいや犯罪のリスクを高め、国民のプライバシーを危険にさらすものである。マイナンバー制度の制度設計にかかわった堀部政男一橋大学名誉教授も、「なりすましを完全に防ぐのは不可能」と指摘している。ネット犯罪の危険が強い社会情勢のもとで、一つの番号で個人情報を管理し、しかもその番号を原則生涯使うというのは、あまりに危険と言わなければならない。

よって南国市議会は市民生活の安心安全を守る立場から、マイナンバー制度の運用の中止と制

度の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 様

総 務 大 臣 高 市 早 苗 様

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。この際、以上8件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） この際、議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました3件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第3号まで、以上3件を一括採決いたします。以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第3号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第4号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。15番野村新作君。

〔15番 野村新作君登壇〕

○15番（野村新作君） 議発第4号に対しまして、討論を行わせていただきます。提出者の浜田勉議員には、感謝を申し上げます。文中、少し訂正したらいいんじゃないかと思われる箇所がありますので、私ながらに訂正をさせていただきました。

「第2次世界大戦から」という文中がありますが、これは「大東亜戦争から」のほうがよろしいんじゃないかと思います。

次に、「餓死して放置」。餓死ということは、飢えて死ぬということですが、弾に当たって死ぬことも戦死でございますので、「戦死」と変えたほうがいいじゃないろうかと思えます。

それから、「北枕」という言葉がございますが、南方のほうでは、北枕は祖国日本になっておりますが、中国満州方面は北は北極でございますので、やはり「祖国日本」というほうに改めたらいいんじゃないろうかと思えます。

また、「早急な遺骨収容を」という文章がございますが、遺骨収集帰還事業でございますので、この点をお知らせをしておきます。

一般会計の総額が3年連続で100兆円を突破したことから、財務省は、年末の予算編成過程でこの圧縮を迫ってくるのが考えられる。このため、日本遺族会は各支部に対し、地元選出国會議員に、それぞれの地元で遺族処遇改善の各項目が来年度の予算に計上されるよう、理解と協力を得るために陳情活動を実施するように呼びかけております。全党挙げて共同して、遺骨収集帰還事業のさらなる前進を願ひまして賛成討論といたします。同僚議員の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議発第4号は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 次に、議発第5号から議発第8号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） これより採決に入ります。

まず、議発第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立全員であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立多数であります。よって、議発第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第7号は否決されました。

次に、議発第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（西岡照夫君） 起立少数であります。よって、議発第8号は否決されました。

—————*—————

○議長（西岡照夫君） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第393回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時35分 閉会